

大阪司法書士会公益的活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪司法書士会公益的活動に関する規則(以下「規則」という。)第9条の規定に基づき必要な事項を定める。

2 この規程で用いられる用語の定義は、特に断りのない限り規則と同じとする。

(規則第2条第9号の公益的活動)

第2条 規則第2条第9号の「その他、本会が公益的とみなす活動」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 本会・日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会の役員・委員・所員・研究員等としての活動
- (2) 支部の役員としての活動
- (3) 大阪司法書士政治連盟、大阪司法書士協同組合、社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部等の本会関連団体の役員、委員等としての活動
- (4) その他、会長が常任理事会の決議に基づいて定める活動

(規則第4条の参加義務免除の申し出)

第3条 会員が、規則第4条の参加義務免除の申し出をしようとするときは、別紙第1号様式「公益的活動参加義務免除の申出書」を提出しなければならない。

(規則第7条の報告)

第4条 規則第7条の報告は、司法書士会員は別紙第2号様式「公益的活動参加報告書(司法書士会員)」を、法人会員は別紙第3号様式「公益的活動参加報告書(法人会員)」を、それぞれ用いてしなければならない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月23日から施行する。

公益的活動参加義務免除の申出書	
平成 年 月 日	
大阪司法書士会会長 殿	
氏名（司法書士法人） （代表者） 事務所 電話番号 登録番号（法人番号） 第 号	
職印	
私（当法人）は、大阪司法書士会公益的活動に関する規則第4条に定める下記の事由に該当しますので、平成 年度の公益的活動参加義務の免除を申し出ます。	
1	満65歳以上であるため（個人会員）
2	病気・出産・育児・介護その他これに準ずる理由により公益的活動を行うことができず、又は著しく困難であるため（個人会員） （具体的事情）
3	公務員の職にあるため（個人会員） （職名）
4	相当の理由があるため （具体的事情）

公益的活動参加報告書（司法書士会員）

平成 年 月 日

大阪司法書士会会長 殿

氏 名
事 務 所
電 話 番 号
登 録 番 号 第 号
職 印

私は、平成 年1月1日から平成 年12月31日までの間に、

大阪司法書士会公益的活動に関する規則第2条に定める、

下記の公益的活動を行いました。

公益的活動を行いませんでした。

大阪司法書士会公益的活動に関する規則第4条に該当する事由がありましたので、別紙第1号様式により、公益的活動参加義務免除の申し出をします。

1	本会・支部・日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会（以下「本会等」という。）が主催・共催・後援する、各種相談活動及び本会等から派遣されて行う各種相談活動 （具体的内容）
2	本会等が主催・共催・後援する、法律・人権擁護・司法制度の改善・社会保障等に関する教育を目的とする活動 （具体的内容）
3	本会等が主催・共催・後援する、研修会・講演会の講師としての活動 （具体的内容）
4	本会等が行う裁判外紛争解決手続（ADR）機関の運営に参加する活動 （具体的内容）

5	<p>綜合法律支援法に基づき、日本司法支援センターと契約して行う民事法律扶助業務 （具体的内容）</p>
6	<p>官公署の委嘱による調停委員・司法委員・参与員・筆界調査委員・法定後見人・保佐人・補助人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人等としての活動 （具体的内容）</p>
7	<p>日本司法支援センターの役員・職員・委員としての活動 （具体的内容）</p>
8	<p>弁護士会等隣接法律専門職者団体が主催する研修会・講演会の講師としての活動 （具体的内容）</p>
9	<p>規程第2条により、本会が公益的とみなす活動 （1）本会・日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会の役員・委員・所員・研究員等としての活動 （具体的内容）</p> <p>（2）支部の役員としての活動 （具体的内容）</p> <p>（3）大阪司法書士政治連盟、大阪司法書士協同組合、社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部等の本会関連団体の役員、委員等としての活動 （具体的内容）</p> <p>（4）会長が常任理事会の決議に基づいて定める活動 （具体的内容）</p>

<p>公益的活動参加報告書（法人会員）</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大阪司法書士会会長 殿</p> <p>司法書士法人 代 表 者 事 務 所 電 話 番 号 法 人 番 号 第 号</p> <p style="text-align: right;">職 印</p> <p>当法人は、平成 年 1 月 1 日から平成 年 12 月 31 日までの間に、</p> <p>大阪司法書士会公益的活動に関する規則第 2 条に定める、 下記の公益的活動を行いました。 公益的活動を行いませんでした。</p> <p>大阪司法書士会公益的活動に関する規則第 4 条に該当する事由がありましたので、別紙第 1 号様式により、公益的活動参加義務免除の申し出をします。</p>	
1	<p>本会・支部・日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会（以下「本会等」という。）が主催・共催・後援する、各種相談活動及び本会等から派遣されて行う各種相談活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号） （具体的内容）</p>
2	<p>本会等が主催・共催・後援する、法律・人権擁護・司法制度の改善・社会保障等に関する教育を目的とする活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号） （具体的内容）</p>
3	<p>本会等が主催・共催・後援する、研修会・講演会の講師としての活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号） （具体的内容）</p>

4	<p>本会等が行う裁判外紛争解決手続（ADR）機関の運営に参加する活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号）</p> <p>（具体的内容）</p>
5	<p>総合法律支援法に基づき、日本司法支援センターと契約して行う民事法律扶助業務 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号）</p> <p>（具体的内容）</p>
6	<p>官公署の委嘱による調停委員・司法委員・参与員・筆界調査委員・法定後見人・保佐人・補助人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人等としての活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号）</p> <p>（具体的内容）</p>
7	<p>弁護士会等隣接法律専門職者団体が主催する研修会・講演会の講師としての活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号）</p> <p>（具体的内容）</p>
8	<p>会長が常任理事会の決議に基づいて定める活動 （実際にその活動を担当した司法書士会員の氏名・登録番号）</p> <p>（具体的内容）</p>